

## 大分市公用車車両広告掲出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市が所有する公用車に対する広告物の掲出(以下「広告掲出」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲出の基準)

第2条 公用車に掲出する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行)
- (2)別表に定める大分市公用車車両広告掲出基準

### (広告掲出に係る公用車)

第3条 広告掲出を行う公用車に係る広告物の位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに市長が定めるものとする。

### (広告物の制作、掲出及び撤去)

第4条 公用車に掲出する広告物は、広告主(要綱第4条第2項に規定する広告主をいう。以下同じ。)が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者(同項に規定する広告取扱者をいう。以下同じ)は、市長の指定する仕様に従って制作し、掲出し、及び撤去するものとする。

- 2 広告主又は広告取扱者は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して原状回復するものとする。

### (広告物の修復)

第5条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告主の募集及び広告掲出の申込み)

第6条 広告主の募集は、市長が公用車の運行管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、市報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

- 2 広告掲出を行おうとする者は、大分市広告料収入事業広告掲出申込書(別紙様式)により、市長に申し込むものとする。

(広告掲出の承諾)

第7条 市長は、前条第2項の大分市広告料収入事業広告掲出申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集期間の終了後、速やかに広告掲出に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲出の申込みをした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の広告掲出に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出料)

第8条 広告掲出料は、広告掲出を行う公用車の車種、運行状況、広告物を掲出する位置及びサイズ、広告物の掲出方法等を総合的に勘案し、公用車ごとに市長が定めるものとする。

- 2 広告掲出料は、広告掲出に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

(広告掲出の期間)

第9条 広告掲出の期間は1月を単位とする。

- 2 広告掲出の開始日及び終了日は、広告主又は広告取扱者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲出の承諾の取消し)

第10条 要綱第8条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲出料が前条第2項の市長が定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲出の施工が市長の指定する期日までになされないとき。
- (3) 第7条第2項の規定による広告物の内容等の変更に広告主又は広告取扱者が応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めるとき。

2 広告主又は広告取扱者は、要綱第8条の規定により広告掲出の承諾の取消しがなされた場合であつて、当該承諾に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲出料の還付)

第11条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 還付する額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

( 別表 )

## 大分市公用車車両広告掲出基準

(趣旨)

1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の掲出方法に関する基準)

2 広告物の掲出は、ラッピング・フィルム、カッティングシート・マグネット・シート等、再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法で行うこととする。

(一般基準)

3 広告物は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 広告を掲出する位置及び面積は、別に定めるところによること。
- (5) 広告掲出に伴う車体塗装は、いかなる場所においても行わないこと。

(道路交通安全上の配慮による基準)

4 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは掲出することができない。

(1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物

- ① 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの。
- ② 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物

- ① デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
- ② 文字表記が縦書きであるもの
- ③ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの

(都市景観上の配慮による基準)

5 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは、掲出することができない。

(1) デザインは、イメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。

(2) 地色に派手な原色、又は金銀色を使用しないこと。

(3) 身体の一部(顔、手等)を強調するようなデザインでないこと。

(その他)

6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。